

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（松井毅君）

それでは、まず在宅・通所介護サービス施設の設置基準についての御質問にお答えいたしたいと思います。

デイサービスやショートステイなどの施設につきましては、その提供するサービス総量は、市の介護保険事業計画で定められておりますが、開設事業者の参入規制は規定されておらず、県の指定により事業参入が認められることから、開設事業者が集中した場合は、計画量を超えたサービスが供給されることとなり、御指摘の過当競争や保険料への影響も懸念されるところでございます。

しかしながら、この介護保険制度は市場原理に基づく施設の設置運営が原則でございますので、現状での計画への設置基準の明記は困難と考えております。このため本市では正当な自由競争を促し、適切なサービス量を確保していく観点から、事業者に対しまして圏域ごとのニーズ調査結果の公表を初め、事業所のケアマネジャーを対象とした地域ケア会議を開催するなど、適正かつ円滑な事業運営に努めているところでございます。

次に、改修事業補助金制度の導入についてでございますけれども、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等の大規模施設が改修を実施する場合は、事業者において引当金の活用、それから独立行政法人福祉医療機構からの低利の融資を受けることとなります。この補助金制度の導入につきましては、検討課題とは思いますがけれども財政事情厳しい現状では制度の創設は困難であると、こういうふうと考えております。

以上です。